

【民事訴訟法】

次の**設問1**および**設問2**のいずれにも解答しなさい。解答用紙に、各自で「設問1」、「設問2」と記入して、解答すること。なお、各設問は独立の問題である。

設問1

A氏は、B株式会社（以下「B社」という。）からある絵画を220万円で購入した。A氏は、代金全額支払済みであると考えているが、B社からは度々、支払いを求める請求書が届いている。A氏は、B社を相手取って、この絵画の売買代金債務（以下「 α 債務」という。）の不存在確認請求訴訟を提起した。裁判所の審理の結果、 α 債務のうち、120万円が未払いであることが判明した。

裁判所は、どのような判決を下すべきか。

A氏及びB社の主張に欠けることなく、訴訟要件はすべて充足されていることを前提として、解答しなさい。

設問2

CがDを被告として、売買代金200万円を請求する訴訟を提起した。以下のケース①、またはケース②において、裁判所は、売買代金が弁済済みであるか否かを判断せずに、消滅時効の完成（ケース①）または反対債権での相殺（ケース②）を認めて、請求棄却判決を下すことができるか。消滅時効、相殺の抗弁の主張には欠けるところがないことを前提として、解答しなさい。

ケース①：Dは、口頭弁論期日において、「売買代金は全額弁済済みである。仮に、弁済が認められないとしても、消滅時効が完成しており、これを援用する」と主張した。

ケース②：Dは、口頭弁論期日において、「売買代金は全額弁済済みである。仮に、弁済が認められないとしても、私はCに対して230万円を貸し付けており、その債権の弁済期が到来しているので対当額で相殺する」と主張した。

【刑事訴訟法】

以下の【事例】を読んで【設問】に答えなさい。なお、解答には実体法の条文を摘示する必要はない。

【事例】

公務員である甲が、その職務に関し、密接な利害を有する乙から何度か請託を受け、その都度、賄賂を収受して不正な行為をしているとの確度の高い情報に接したA地方検察庁特別捜査部では、甲の身边を内偵していたが、乙との不審な直接の接触は確認されなかった。他方で、甲・乙が各々別の機会に知人である民間人丙の自宅を不定期に訪問していた。

そこで特別捜査部は、丙が甲・乙間の賄賂の仲介をする共犯であろうと考え、丙方自宅から20m離れた向かい側の建物を所有・管理する会社の承諾のもとで、その一室から丙方自宅に向けたビデオカメラを用いて撮影した。

【設問】

- 1 超高倍率・超高感度撮影をしたため、肉眼であれば中の様子が全然視認できない丙方自宅応接間について、レースのカーテン越しに、10月20日午前には乙から丙への現金が手渡しされる様子、その翌日には同額の現金が丙から甲へ手渡しされる様子等、内部の人・物の性質・形状・品目等が明白にわかる形で撮影に成功した。

上記ビデオ撮影が無令状でなされた場合、この捜査方法は適法か。

- 2 本件ビデオ撮影の後、思いがけず、信用性の高い証拠がまったく別の情報源からも幾つか適法に入手されたため、甲は受託収賄、乙は贈賄の訴因で公訴提起された。また、丙は「甲による受託収賄の共同正犯」であるとして起訴された。

しかし、審理の経過にかんがみ、公判立会検察官は丙を「乙による贈賄の共同正犯」へと交換的に訴因変更請求した。弁護人は、「当初訴因と変更請求訴因とでは公訴事実の同一性が害されるので、本件訴因変更請求は認められない」との異議を申し立てている。弁護人による異議は認められるか。

※ 解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2と見出しをつけて記入しなさい。